

公益社団法人大阪精神科診療所協会 バナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人大阪精神科診療所協会（以下「本協会」という）が公開・管理するホームページに広告を有料で掲載することに関して、本協会広告掲載要綱（以下「要綱」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 公益社団法人大阪精神科診療所協会ホームページ（以下「本協会ホームページ」という）は、本協会が管理するホームページで、<https://daiseishin.org/> で始まるものをいう。
- (2) バナー広告は、識別可能な文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(バナー広告の規格等)

第3条 バナー広告を掲載する位置及び枠数、規格については、原則として次のとおりとする。

(1) 位置及び枠数

本協会ホームページ トップページまたは下層ページ 最下段 複数枠
※モバイルは最下段 カルーセル表示

(2) 規格

画像：静止画像
大きさ：縦 60ピクセル×横 234ピクセル
画像形式：jpeg、png、gif
データ容量：1件 100KB 以下
その他の制限など：リンクに対するスクリプトの埋め込みは不可

(バナー広告の種類及び範囲)

第4条 バナー広告及びその広告主が指定するリンク先のホームページの内容は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一般住民の健全な心身育成と精神保健に関する知識の普及啓発に資するもの
- (2) 地域精神科医療と保健福祉の向上に資するもの

2 本協会主催の会議等の行事に協賛した広告等の取扱は、別途審議のうえ決定する。

(バナー広告の禁止表現)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、そのバナー広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (2) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (3) 本協会が企業の商品等販売促進に直接的に加担しているとの誤解を与えるおそれがあるもの
- (4) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(バナー広告の掲載期間)

第6条 バナー広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 バナー広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という）は、原則として当該広告を掲載する

月の第 1 日とする。

- 3 バナー広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が土曜日、日曜日、祝日及び年末年始に当たる場合は、本協会が別に定める。

（広告主の募集）

第 7 条 広告主の募集は、随時行う。

- 2 広告掲載を希望するものは、広告掲載申込書（別紙様式）にバナー広告案等を添えてバナー広告の掲載を申し込むものとする。

（掲載の決定）

第 8 条 本協会は、第7条により広告掲載申込書の提出があった場合は、要綱および本要領の規定に基づき、速やかに審査し、掲載の可否を決定する。

- 2 本協会は、提出されたバナー広告案の内容が規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。
- 3 本協会は、第 3 条の規定で定めた枠数を超えてバナー広告掲載の申し込みがあった場合、掲載申込順にて掲載するものとする。
- 4 掲載の決定に関する審査は、本協会三役会にて行い、理事会に報告する。

（バナー広告原稿の提出）

第 9 条 広告主は、掲載する広告原稿を、本協会が指定する方法により広告主の責任と負担において作成し、指定する期日までに本協会に提出するものとする。

- 2 広告主は、前項による原稿提出と同時に、リンク先 URL を指定するものとする。
- 3 第 1 項により提出されたバナー広告の修正については、前条 2 項の規定を準用する。

（掲載の取消し）

第 10 条 本協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちにバナー広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 要綱第 6 条又は本要領第 5 条の規定に反すると判断したとき。
 - (2) 要綱第 7 条の規定により掲載の承認を取り消したとき。
 - (3) 定める日までに掲載料が振り込まれないとき。
 - (4) その他、バナー広告の掲載を継続することが適切でないと本協会が判断したとき。
- 2 前項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、本協会は、広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。
 - 3 第 1 項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、本協会は、広告主が本協会に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。
 - 4 第 1 項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、本協会は、広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

（掲載の取り下げ）

第 11 条 広告主は、自己の都合により、バナー広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げるときは、書面により本協会に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定によりバナー広告の掲載が取り下げられた場合、本協会は広告主が本協会に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

(広告内容の変更)

第 12 条 広告主は、第8条により承認を受けたバナー広告内容を変更しようとするとき、又は広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して14 日前までに、本協会に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第 13 条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容、その他、バナー広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、バナー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(バナー広告掲載料)

第 14 条 本協会ホームページへのバナー広告掲載料については別に定めるものとする。

(改廃)

第 15 条 この要領の改廃は、理事会の承認を経て行うものとする。

(その他)

第 16 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本協会の判断に従うものとする。

2 この要領に定めるもののほか、バナー広告の取扱いに関して必要な事項は、本協会が別に定める。

3 本件について、問い合わせ先は以下の通りとする。

公益社団法人大阪精神科診療所協会事務局
〒543-0018 大阪市天王寺区空清町8-33 大阪府医師協同組合東館3F
TEL: 06-6763-5912 / FAX: 06-6763-5913
E-mail: diseisin@x.age.ne.jp

附則

(施行期日) この要領は令和3年9月22日から施行する。

公益社団法人大阪精神科診療所協会ホームページ バナー広告掲載料金について

1 本協会ホームページへのバナー広告掲載について、掲載期間により 1 か所につき以下の料金を提示する。(注1)

① 1 か月掲載 : 10,000 円

② 3 か月掲載 : 30,000 円

③ 6 か月掲載 : 50,000 円

④ 1 年掲載 : 100,000 円

2 本協会ホームページへのバナー広告掲載料金支払いについて、以下の通り定める。

(1) 本協会は、広告主に、掲載申込期間分の掲載料金を一括請求する。

(2) 料金の支払いは掲載開始日から起算して7日前までに本協会が指定する口座に振込むものとする。

注 1 : 上記に提示の掲載料金は、消費税別とする。